

課長		課補長佐		課補長佐		係長		課僚		課僚		検算		係	
<p>令和 6・7・8 年度</p> <p>大館市道路等包括管理業務 06-51HK-01</p> <p style="text-align: right;">業務委託費設計書</p>															
<p>業務委託番号</p> <p>路河川名 / 地区名</p> <p>履行場所 大館市 比内地域及び十二所・二井田・真中地区</p>															
業 務 概 要											事業主体名	大館市			
<p>マネジメント業務</p> <p style="text-align: right;">1 式</p> <p>道路維持管理業務</p> <p style="text-align: right;">1 式</p> <p>河川維持管理業務</p> <p style="text-align: right;">1 式</p>											履行期間	1095 日間			
											着手年月日	令和 6年 4月 1日			
											完成年月日	令和 9年 3月31日			
											業務委託費				
											精算見込額	円			

大館市

業務委託費内訳書

業務名	令和6年度 道路等包括管理マネジメント業務				業 項	種 目	土木設計業務 共通
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通		式	1				
共通(調査・計画業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
業務打合せ		業務	1				内 1号
定例打合せ	1回/月	月	12				単 1号
業務計画		業務	1				内 2号
業務管理		工種	10				単 2号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
成果品費		式	1				
成果品作成費		式	1				内 3号
直接原価(その他原価除く)		式	1				
一般管理費等		式	1				内 4号

業務委託費内訳書

業務名	令和6年度 道路等包括管理マネジメント業務					業 種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
設計業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
設計業務委託料		式	1					

本工事費内訳書（令和6年度分）

工事名	令和6年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				内 1号
舗装工		式	1				
舗装維持工		式	1				
舗装維持工		式	1				内 2号
道路付属物復旧工		式	1				
付属物復旧工		式	1				
付属物復旧工		式	1				内 3号
道路清掃工		式	1				
道路清掃工		式	1				
道路清掃工		式	1				内 4号

本工事費内訳書（令和6年度分）

工事名	令和6年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				内 5号
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
道路除草工		式	1				内 6号
応急処理工		式	1				
応急処理作業工		式	1				
応急処理作業工		式	1				内 7号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日					単 1号
河川維持		式	1				

本工事費内訳書（令和6年度分）

工事名	令和6年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
河川巡視工		式	1				内 8号
枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				内 9号
応急処理工		式	1				
応急処理作業工		式	1				
応急処理作業工		式	1				内 10号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

本工事費内訳書（令和6年度分）

工事名	令和6年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 道路等包括管理マネジメント業務				業 種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通		式	1				
共通(調査・計画業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
業務打合せ		業務	1				内 1号
定例打合せ	1回/月	月	12				単 1号
業務計画		業務	1				内 2号
業務管理		工種	11				単 2号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
成果品費		式	1				
成果品作成費		式	1				内 3号
直接原価(その他原価除く)		式	1				
一般管理費等		式	1				内 4号

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 道路等包括管理マネジメント業務					業 種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
設計業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
設計業務委託料		式	1					

本工事費内訳書（令和7年度分）

工事名	令和7年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				内 1号
舗装工		式	1				
舗装維持工		式	1				
舗装維持工		式	1				内 2号
道路付属物復旧工		式	1				
付属物復旧工		式	1				
付属物復旧工		式	1				内 3号
道路清掃工		式	1				
道路清掃工		式	1				
道路清掃工		式	1				内 4号

本工事費内訳書（令和7年度分）

工事名	令和7年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				内 5号
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
道路除草工		式	1				内 6号
植栽維持工		式	1				
植栽維持工		式	1				
植栽維持工		式	1				内 7号
応急処理工		式	1				
応急処理事業工		式	1				
応急処理事業工		式	1				内 8号
仮設工		式	1				

本工事費内訳書（令和7年度分）

工事名	令和7年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日					単 1号
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
河川巡視工		式	1				内 9号
枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				内 10号
応急処理工		式	1				
応急処理作業工		式	1				
応急処理作業工		式	1				内 11号
直接工事費		式	1				

本工事費内訳書（令和7年度分）

工事名	令和7年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

業務委託費内訳書

業務名	令和8年度 道路等包括管理マネジメント業務				業 種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通		式	1				
共通(調査・計画業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
業務打合せ		業務	1				内 1号
定例打合せ	1回/月	月	12				単 1号
業務計画		業務	1				内 2号
業務管理		工種	11				単 2号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
成果品費		式	1				
成果品作成費		式	1				内 3号
直接原価(その他原価除く)		式	1				
一般管理費等		式	1				内 4号

業務委託費内訳書

業務名	令和 8 年度 道路等包括管理マネジメント業務				業 項	種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
設計業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
設計業務委託料		式	1					

本工事費内訳書（令和8年度分）

工事名	令和8年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				
道路巡回工		式	1				内 1号
舗装工		式	1				
舗装維持工		式	1				
舗装維持工		式	1				内 2号
道路付属物復旧工		式	1				
付属物復旧工		式	1				
付属物復旧工		式	1				内 3号
道路清掃工		式	1				
道路清掃工		式	1				
道路清掃工		式	1				内 4号

本工事費内訳書（令和8年度分）

工事名	令和8年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				内 5号
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
道路除草工		式	1				内 6号
植栽維持工		式	1				
植栽維持工		式	1				
植栽維持工		式	1				内 7号
応急処理工		式	1				
応急処理事業工		式	1				
応急処理事業工		式	1				内 8号
仮設工		式	1				

本工事費内訳書（令和8年度分）

工事名	令和8年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日					単 1号
河川維持		式	1				
巡視・巡回工		式	1				
河川巡視工		式	1				
河川巡視工		式	1				内 9号
枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				
雑木枝打ち・伐採工		式	1				内 10号
応急処理工		式	1				
応急処理事業工		式	1				
応急処理事業工		式	1				内 11号
直接工事費		式	1				

本工事費内訳書（令和8年度分）

工事名	令和8年度 道路等包括管理業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

大館市道路等包括管理業務
仕 様 書

令和5年11月
大館市建設部土木課

1. 適用

本仕様書は、道路等包括管理業務（以下「本業務」という。）について適用する。

また、本業務の履行にあたっては本仕様書及び関係法令を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮し、道路施設及び河川施設（以下「道路施設等」という。）を常に良好な状態に維持管理すること。

2. 業務期間

令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

単年度ごとに予算の範囲内で本業務を行うこととし、業務ごとの実施期間については4.に記載のとおり。

3. 対象施設等

対象施設等は表1に示すとおりとする。

なお、業務期間中に施設数の変更が生じた場合においても、業務範囲内に含めるものとする。大幅な変動があった場合は、両者協議の上で、契約内容を変更することができる。

表1 対象施設等 令和5年8月31日現在

対象施設等	施設数量	備考
道路施設	路線延長 L=313.9km 路線数 462路線	内訳は別紙「道路等包括管理業務路線一覧」
河川施設	河川延長 L=135.2km 河川数 53河川	内訳は別紙「道路等包括管理業務河川一覧」 河川構造物の補修は業務対象外とする

4. 対象業務等

本対象業務等は表2に示すとおりとし、受託者は道路等包括管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定められた水準を達成するよう努めること。

なお、両者協議の上で業務期間中に業務内容、特記仕様書を変更する場合がある。

表2 対象業務等

対象業務	性能/仕様	支払条件	業務実施期間
計画準備業務	-	総価契約	R6.4～R9.3
マネジメント業務	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
道路維持管理業務	-	-	-
(ア) 道路巡回工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(イ) 舗装維持工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(ウ) 付属物復旧工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(エ) 道路清掃工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(オ) 雑木枝打ち・伐採工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(カ) 道路除草工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(キ) 植栽維持工	性能規定	総価契約	R7.4～R9.3
(ク) 応急処理事業工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
河川維持管理業務	-	-	-
(ア) 河川巡視工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(イ) 雑木枝打ち・伐採工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3
(ウ) 応急処理事業工	性能規定	総価契約	R6.4～R9.3

5．遵守事項等

本業務の遂行にあたって、受託者は職務に必要な知識を持ち、施設利用者に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

なお、本業務を遂行する上で、河川法、道路法、道路交通法、道路法施行令等の関係する法令のほか、市が定める「大館市道路の構造の技術的基準等を定める条例」「大館市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則」等、各種基準を遵守すること。

6．個人情報の保護・管理

受託者は、「大館市個人情報保護条例（昭和63年6月29日条例第18号）」「大館市個人情報保護条例施行規則（平成元年1月20日規則第2号）」等を遵守すること。

7．守秘義務

受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとする。業務期間が終了した後も同様とする。

8．安全対策

受託者は本業務の実施にあたり、必要に応じてバリケードの設置などを行い、施設利用者及び作業員の安全確保を図るものとする。

また、受託者は事故及び災害の発生に備えて、救急対応、応急処置、医療機関等への連絡など、対処手順を明記した事故対応マニュアルを作成し、市に提出するとともに、従事者に必要な研修を実施すること。

9．総括責任者の選任

受託者は、市との事務連絡及び現場作業を総括するための総括責任者1名を選任し、受託業務開始前に市に報告すること。

なお、総括責任者は次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

1級又は2級土木施工管理技士

道路補修工事又は道路維持管理に関する業務について、1年以上の実務経験を有する者

10．業務作業時間

本業務の作業時間は原則として土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、市への協力体制を整えるとともに、緊急時又は災害時においては、できる限り市の指示に基づいて対応すること。

11．環境配慮体制

業務従事者は排気ガスや騒音、廃棄物の排出低減に努めるなど、環境に配慮した取組みを行うこと。

12．苦情への対応

本業務に関して苦情・要望を受けた場合は速やかに市へ報告し、対応を協議すること。また、苦情等の対応を記録し、日報と併せて書面により市に提出すること。

13．拾得物の取扱い

業務中に拾得した拾得物について、関係法令に基づき、適切な対応をすること。

14. 管理費用負担

市と受託者の管理費用負担の基本的な考え方は、特記仕様書の基準により、表3に示すとおりとする。

表3 管理費用負担

管理費用	内容	市	受託者
道路施設等	舗装補修、砂利道補修、道路補修、 道路附属物修繕（側溝及び蓋、カーブミラー、防護柵、 視線誘導標等）資材含む 案内標識を除く (1件130万円未満)		
	同上業務 (1件130万円以上のもの)		
	路肩部清掃、側溝清掃		
	道路施設等の管理に必要な消耗品の購入		
	路肩の草刈及び支障木の枝打ち		
	支障木及び倒木の伐採処理		
	街路樹等の剪定及び防除		○
河川施設等	堤防法面内の支障木及び倒木の伐採処理		○
	同上業務 (1件130万円以上のもの)		

なお、管理費用負担については、あらかじめ業務開始前に市と受託者が協議のうえ決定することとし、決定した事項については、業務計画書に記載することとする。

15. 損害賠償責任

本業務の履行にあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は市に損害を与えた場合は、速やかに市に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

16. 保険への加入

受託者は、本業務の履行に係る1億円以上の損害賠償責任等の保険に加入すること。

なお、業務上における「想定される市と受託者のリスク分担」については、特記仕様書の第6編のとおり。

17. 業務の再委託の制限に関する事項

本業務の全部又は大部分を一括して再委託することはできないものとするが、一部について協力企業等へ再委託を行う場合は、再委託の内容、再委託先及び業務実施に必要な許可等について、あらかじめ市に書面により提出し、承諾を得なければならない。

18．関係書類の提出及び保存

受託者は表4に示す関係書類を定められた時期までに市に提出しなければならない。
また、これらの書類は本業務終了後、5年間保存しなければならない。

表4 関係書類

関係書類	内容	提出時期
総括責任者選任届	総括責任者の連絡先、保有する資格等を記したものの	・業務開始前 ・変更時
事故対応マニュアル	事故・災害が発生した際の対応手順を記したものの	・業務開始前 ・変更時
業務計画書	特記仕様書1.5の(1)～(7)の事項を記したものの	・業務開始前 ・変更時
業務完了報告書	年間業務の実施状況 業務に係る経費の収支状況 その他、市が必要とする事項	・各年度末までに提出
業務報告書	業務の実施状況 その他、市が必要とする事項	・月末に取りまとめ提出
業務日報	実施した業務の記録	・事業者にて保管

なお、本業務の業務計画書については、特記仕様書の第1編1、5に基づき、維持管理の実態、実績を踏まえ、維持管理に必要な事項を随時見直すこと。

担当職員が関係書類以外に必要なものと認める場合の「協議」や「業務打合せ」の書類についても同様の扱いとする。

19．関係資料の管理

受託者は、業務報告書、収支決算書及び関係帳簿類を常に管理し、市が本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等についての説明及び資料の提出を求めた場合は、この要求に応じること。

20．モニタリング会議の設置・運営

本業務に技術提案された業務を円滑に進めるため、市及び受託者による確実かつ円滑な情報共有や業務改善を進めるための、次の表に示す会議を開催する。

表5 モニタリング会議の設置・運営

会議	内容	実施時期	受託者側の出席者
月例会議 (仮称)	報告書をもとに業務実績状況の確認、業務の情報共有	毎月	総括業務責任者
調整会議 (仮称)	本業務の改善を目指すための会議	適宜	
引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務完了時	

ただし、上記の会議で担当職員が必要と認めた場合は、各業務実施責任者を出席させること。

2 1 . 業務の実施状況の確認

(1) 受託者によるセルフモニタリング

本業務期間を通じて、すべての業務が特記仕様書に規定する性能要件を満たしていることについて、受託者自らが履行状況の確認を行うこと。

また、受託者による履行状況の確認方法及び確認結果について、19に定める業務実施計画書及び業務完了報告書に記載すること。

(2) 市によるモニタリング

市は、受託者が毎月提出する業務報告書の確認及び、市が必要と認める場合に実施する現地確認等により業務の実施状況を確認する。業務の内容が仕様書、特記仕様書、提案書等を満たしていない場合には、業務の改善を書面により勧告する。

その場合、受託者は自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、市は書面による改善手続きを行っても業務の改善がなされない場合は、「マネジメント業務」の経費を減額するものとする。

なお、業務改善手続きを繰り返しおこなっても本業務の改善が認められない場合は、継続が困難と判断し、契約解除を行うことができる。

2 2 . 支払条件

本業務にかかる委託料の支払いは、四半期ごとに定額払いとし、支払いの方法等については、担当職員と協議する。

(1) マネジメント業務の減額等

業務委託料のうち、「マネジメント業務」を業務履行部分(80%)と業務完了部分(20%)に区分し、四半期支払の委託料を業務履行部分より支払い、業務完了部分は当該年度の実績(減点ポイント数)をもとに決定(計算式はマネジメント業務分の計算方法のとおり)し、各年度末に支払うこととする。

加点ポイントは、減点ポイントと相殺することができるが、加点ポイントによる委託料の増額は行わないこととする。

なお、「マネジメント業務」及び補正率の計算方法は以下のとおりとする。

「マネジメント業務」の計算方法

四半期払い マネジメント経費 × 80% ÷ 4

年度末払い 四半期払い額 + (マネジメント業務 × 20% × 補正率)

「マネジメント業務」の補正率

減点ポイントなし 100%

1ポイントの減点 90%

2ポイントの減点 75%

3ポイントの減点 50%

4ポイントの減点 25%

5ポイント以上の減点 0%

加点ポイント及び減点ポイント

表6 「マネジメント業務」の加点・減点ポイント

項目	加点ポイント	減点ポイント
1. 故意又は重大な過失による事故、瑕疵、不履行など		3ポイント
2. 法令違反、虚偽報告、過失による事故、トラブルなど		2ポイント
3. 度重なる業務遅延、品質悪化、安全対策不備など		1ポイント
4. 優れたサービスの提供、災害時の迅速な対応など	1ポイント	
5. 難題の解決、継続的なコスト縮減に至る業務改善など	2ポイント	

表6 「マネジメント業務」の判断基準の例

表7 判断基準の例

対象業務	判断基準の例	該当項目
全 般	・受注者が行う業務に起因し、第三者へ被害を及ぼした場合など	1.
	・瑕疵責任による損害賠償の発生、重要な業務の長期にわたる不履行など	1.
	・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、貸与した備品や台帳等の紛失、破棄など	2.
	・受注者が行う業務に起因するトラブルの発生、故意の虚偽報告など	2.
	・度重なる工程管理、品質管理、安全管理の不備など	3.
	・インフラ機能低下を招く怠慢行為、倫理観に欠ける説明調整能力不足など	3.
	・要求水準を上回る業務遂行による優れたサービスの提供など	4.
	・不慮の災害や激変する気候変動時に被害抑制を図る実務の積み重ねなど	4.
	・多大な費用をかけず、地勢的な特徴に適う難題を解決に導く施工など	5.
	・継続的なコスト縮減に至る創意工夫、新たな仕組みの構築など	5.

上記の「判断基準の例」は一例であり、複雑な要素や多様な課題などが生じることから、発生した事象を受託者と市の双方が真摯に受け止め、協議のうえ加点・減点を決定し、今後の業務改善につなげることを目的とする。

なお、マネジメント業務の本質は、インフラの長寿命化につながる的確な判断や、ニーズに適うタイムリーな施工、技術者や作業員の高齢化に即した業務改善、人手不足解消につながる建設DX導入など、時代の要請や地域ニーズを踏まえた業務遂行を望むものである。

道路等包括管理業務特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

道路等包括管理業務（以下「本業務」という。）の履行にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和5年10月1日以降適用）」に基づき実施しなければならない。

なお、本業務の履行期間内に共通仕様書が改訂された場合は、適用する共通仕様書に関して、市の担当職員（以下「担当職員」という。）と協議するものとする。

2. 適用の除外

共通仕様書に記載された工種であっても、該当しない工種等については、本業務に適用しないものとする。

3. 共通仕様書に対する特記事項

「秋田県土木工事共通仕様書（令和5年10月1日以降適用）」に対する特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1. 適用

この特記仕様書に定めのない事項は、必要に応じて担当職員と協議し、定めるものとする。

2. 業務委託路線及び河川

本業務の委託路線及び河川は、「道路等包括管理業務路線一覧」及び「道路等包括管理業務河川一覧」のとおりとする。

3. 準備

本業務の契約から履行開始までの期間は、業務打合せ及び業務計画書等の関係書類作成の準備期間とし、本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、履行開始日までに業務実施体制を確立すること。

4. 業務概要

本業務は、市が管理する道路、道路附属物及び河川の維持作業を実施するものであり、受託者は、市との緊密な連携のもと、巡回等の実施により業務委託路線及び河川の状況把握に努めなければならない。

また、現場での維持管理作業にあたっては、担当職員と連絡調整のうえ実施するものとする。

5. 業務計画書

受託者は、本業務の履行開始前に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。この場合、業務計画書に以下の事項について、記載しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制
- (4) 緊急時の連絡体制及び対応
- (5) 安全管理
- (6) 業務に係る管理費用負担などを協議した事項
- (7) その他

6. 業務報告書

受託者は、月毎に維持管理業務の作業実績を取りまとめ、担当職員に報告するものとする。
なお、報告様式、提出資料及び提出日については、担当職員と協議し、定めるものとする。

7. 業務中の安全確保

本業務は、危険を伴う道路上や河川等における作業であるため、受託者は、作業員等に対し安全を確保するための指導と意識向上を図り、事故防止に努めなくてはならない。

また、維持管理作業等の実施において、担当職員の指示により円滑な交通処理、標識類の設置等必要な安全対策を実施し、近隣住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

8. 保険の加入

受託者は、本業務の履行期間内を対象とした維持作業の実施に起因する対人・対物事故等による賠償責任を補償する保険に加入しなければならない。

第2編 計画準備業務

1. 業務の目的

本業務を実施するにあたり必要な準備を行うもので、市が管理する道路・河川施設等における維持管理等の業務を引き継ぐための準備を含む。

計画準備期間において令和6年4月から本業務を受託者が進めて行けるように、業務内容・業務の進め方の確認やマネジメント業務における判断基準の確認を行うことを目的とする。

2. 業務内容

計画準備期間における実施業務は以下の業務とする。

(1) マネジメント業務

第3編 マネジメント業務を円滑に進めて行けるよう、総括業務責任者における業務実施の判断基準などを担当職員と確認する。

(2) 道路巡回工

第4編2.(1) 通常巡回について実施するものとする。なお、実施時期、対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

また、計画準備期間において、担当職員又は、前期受託者が実施する巡回に同行し、確認すべき箇所や確認方法、判断基準を引き継ぐものとする。

(3) 舗装維持工

第4編3. 舗装維持工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(4) 付属物復旧工

第4編4. 付属物復旧工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(5) 道路清掃工

第4編5. 道路清掃工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(6) 雑木枝打ち・伐採工

第4編6. 雑木枝打ち・伐採工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(7) 道路除草工

第4編7. 道路除草工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(8) 植栽維持工

第4編8. 植栽維持工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

街路樹等の剪定作業に先立ち、計画準備期間において受託者があらかじめ剪定樹木の中から1本を対象として見本剪定を行い、受託者と市が協議上で手本となる基本標準樹形を決定し、街路樹等の剪定を行うこととする。

また、道路巡回等で樹木等に害虫が発見された場合は速やかに報告し、薬剤散布による防除作業の有無、実施時期、対応方法を受託者と市が協議の上で防除を行うこととする。

(9) 河川巡視工

第5編2.(1) 通常巡視について実施するものとする。実施時期、対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

また、計画準備期間において、担当職員又は、前期受託者が実施する巡回に同行し、確認すべき箇所や確認方法、判断基準を引き継ぐものとする。

(10) 雑木枝打ち・伐採工

第5編3. 雑木枝打ち・伐採工について実施するものとする。具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

第3編 マネジメント業務

1. マネジメント業務の目的

受託者は、本業務における対象範囲の効果的・効率的な業務実施が行えるよう、業務全体の状況を把握し、担当職員と連携しながら業務全体のマネジメントを行う。

2. 業務計画書の作成

第1編 第1章5. 業務計画書の作成において、総括業務責任者は、業務の実施にあたり、業務計画書を毎年度作成するものとし、各年度の業務工程内容、予算、作業方法、安全対策、連絡体制(通常時・緊急時・総括業務責任者不在時)、各種業務の実施体制等について、各業務実施責任者及び担当職員と十分調整のうえ、業務計画書を提出すること。

3. 業務マネジメント

(1) 状況判断・報告協議

総括業務責任者は、パトロール等による収集及び、市が受け付けた住民、道路・河川利用者等からの通報により発見された事象について現地確認を指示し、現地確認後の対策する必要性を判断したうえで各業務実施責任者へ指示を行う。

対策する必要性の内容については、基本的に担当職員との協議により対策の必要性を決定するものとする。

ただし、計画準備期間や業務期間を通して、総括業務責任者と担当職員の双方で、小規模修繕等の実施判断における基準を共有できている場合に限り、担当職員への協議は不要とし、実施対応後の報告とする。

総括業務責任者による判断を開始する時期においても、担当職員と協議の上、業務を進めながら決めていくものとする。なお、開始後においても判断に迷う場合は担当職員と協議を行うものとする。

(2) 安全対策確認

業務実施前には、住民や道路等利用者及び作業員に対する安全対策について確認する。

(3) 記録・整理

通報または事象発見の連絡を受けた場合は、迅速に現場確認を指示する。また、通報等の内容を記録し、整理する。

(4) 報告書の提出

修繕等の完了後は、出来高数量等の確認を行い、業務報告書の提出を行う。

なお、毎月の業務進捗状況報告書は、各業務実施責任者が作成したものを総括業務責任者がとりまとめたうえ、翌月の10日までに担当職員へ報告しなければならない。

第4編 道路編

第1章 道路維持管理業務

1. 業務の目的

受託者は、市が所管する道路、道路付属物等の社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、必要な道路巡回及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には担当職員の指示により必要な措置を講じなければならない。

2. 道路巡回工

受託者は、次に掲げる巡回を実施し、道路の状況を担当職員に報告するものとする。

なお、巡回は原則として1組2名以上で構成し実施するものとする。

ただし、受託者自ら「創意工夫」による提案又は協議があった場合は1組の人数を減ずることができるものとする。

(1) 通常(昼間)巡回

通常巡回は、昼間(8時30分から17時15分まで)の平常時における道路状況を把握するため実施するものとし、路面・路側・法面・道路付属物の状況等について、点検するものとする。

なお、通常巡回は月2回以上、「道路等包括管理業務路線一覧」の路線を実施するものとする。

また、冬期における通常巡回は、冬期間閉鎖区間を除く道路を対象とし、道路付属施設等への着雪状況等に留意のうえ、実施するものとする。

(2) 緊急(昼間)巡回

緊急巡回は、大雨、暴風、地震等により、道路交通に支障を与える災害が発生した場合又は、その他に危険のおそれがある場合は、担当職員の指示がある場合による。

(3) 巡回員は、巡回終了後、日報を記録し作成するものとする。

3. 舗装維持工

(1) 受託者は、道路巡回において発見した舗装の破損箇所について、常温合材または、加熱合材による穴埋め、パッチング処理等を行うものとする。

なお、路面が著しく損傷している箇所で、穴埋めやパッチング処理等を行うよりも打ち換え補修を行うほうが、経済的かつ、利用者の安全につながる場合は、施工範囲及び工法等について担当職員と協議し実施するものとする。

また、砂利道補修においては、碎石補充及び敷均しを行うものとし、補修路線及び箇所を担当職員と協議したうえで、実施するものとする。

4. 付属物復旧工

(1) 受託者は、視線誘導標、スノーポール、カーブミラー、道路標識、側溝等の道路付属物が大雨、暴風、積雪及び原因者不明により発生した破損の小規模修繕(1件130万円以下)を実施する場合は、事前に担当職員と協議したうえで実施するものとする。

なお、計画準備期間や業務期間を通して、総括業務責任者と担当職員の双方で、小規模修繕等の実施判断における基準を共有できている場合に限り、担当職員への協議は不要とし、実施対応後の報告とする。

ただし、その判断方法や判断することの可否、時期については、担当職員と協議し、業務を進めながら決めていくものとする。

(2) 受託者は、道路付属物の補修が1件130万円を超える修繕については、補修箇所、施工範囲及び工法について、担当職員と協議したうえで、実施するものとする。

5. 道路清掃工

(1) 受託者は、路肩及び路面排水施設の清掃を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

6. 雑木枝打ち・伐採工

(1) 受託者は、車道用建築限界(道路の幅と路面から4.5mの高さ)内にはみ出ている雑木の枝打ち及び伐採を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

7. 道路除草工

(1) 道路の除草については、路肩を含む幅1.0mの範囲の除草を行うこととするが、町内会等で実施する場合があることから、受託者はあらかじめ担当職員と協議をしたうえで実施するものとする。

また、その実施箇所に水田が隣接している場合は、斑点米カメムシ類の防除対策のため、施工時期及び箇所について制約を受ける場合があることに留意するものとする。

8. 植栽維持工

(1) 街路樹等の剪定については、「大館市街路樹等剪定作業マニュアル」に基づき、剪定を行うものとし、実施箇所及び時期等については、受託者とあらかじめ担当職員と協議のうえ実施するものとする。

(2) 街路樹等への害虫防除については、「大館市樹木害虫防除の薬剤散布作業マニュアル」を遵守し、病害虫が発生した場合に担当職員と協議のうえ薬剤散布を行うものとする。

9. 応急処理事業工

(1) 受託者は、道路上への倒木や土砂崩落などの道路交通上支障がある事象が発生した場合には、担当職員と緊密な連絡を取り、その指示により通行規制措置、応急対策など道路の安全を確保するうえで必要な措置を講じなければならない。

10. その他

(1) 受託者は、道路維持管理上必要な作業が発生した場合は、担当職員の指示により適切に対処しなければならない。

第5編 河川編

第1章 河川維持管理業務

1. 業務の目的

受託者は、市が所管する普通河川、河川付属施設等の社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、必要な河川巡視及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には担当職員の指示により必要な措置を講じなければならない。

2. 河川巡視工

受託者は、次に掲げる巡視を実施し、河川の状況を担当職員に報告するものとする。

なお、巡視は原則として1組2名以上で構成し実施するものとする。

ただし、受託者自ら「創意工夫」による提案又は協議があった場合は、1組の人数を減ずることができるものとする。

(1) 通常(昼間)巡視

通常巡視は、昼間(8時30分から17時15分まで)の平常時における河川状況を把握するため実施するものとし、護岸洗掘・堤防決壊・出水の状況等について、点検するものとする。

なお、通常巡視は月1回以上、「道路等包括管理業務河川一覧」の河川を実施するものとする。
また、冬期(12月から3月)における巡視は、行わないものとする。

(2) 緊急(昼間)巡視

緊急巡視は、大雨、暴風、地震等により、流下能力に支障を与える災害が発生した場合のほか、担当職員の指示がある場合による。

(3) 巡視員は、巡視終了後、日報を記録し作成するものとする。

3. 雑木枝打ち・伐採工

(1) 受託者は、巡視で堤防法面内の雑木により目視確認に支障をきたす場合は伐採を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

4. 応急処理事業工

(1) 受託者は、河川区域内において、護岸の洗掘及び流下能力低下に繋がる倒木を発見した場合は、担当職員と緊密な連絡を取り、その指示により適切に対処しなければならない。

5. その他

(1) 受託者は、河川区域内において維持管理上必要な作業が発生した場合は、担当職員の指示により適切に対処しなければならない。

第6編 要求水準編

第1章 性能規定実施業務と要求水準

1. 要求水準

本業務において性能規定を実施する工種と要求水準を以下のとおりとする。

なお、参考に想定される判断基準の図においては、各業務の参考図において示しているが、各業務の判断基準については計画準備期間や業務期間を通じて、担当職員と確認・協議しながら進めること。

また、各業務において要求水準を超える「創意工夫」や受託者が自ら、「効率的・効果的な改善等が図られる場合」はこの限りでない。

(1) マネジメント業務における要求水準

業務計画書の作成

業務マネジメントにおける状況判断・報告協議

業務実施における状況確認及びモニタリング

各種報告書の提出

定例会議の開催

(2) 道路巡回工における要求水準

平常時における道路の状況を把握し、道路利用に支障がないことを確認すること。

車両や歩行者の安全性に関わる不具合(ポットホール)が無いようにする。発見した場合は、速やかに補修を行う。

ポットホール・・・直径約15cm以上、深さ約4cm以上の路面損傷(穴)

通常巡回においては、街路樹等がある路線の落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することとし、街路樹等に病虫害の発生源等を発見した場合は、速やかに連絡する。

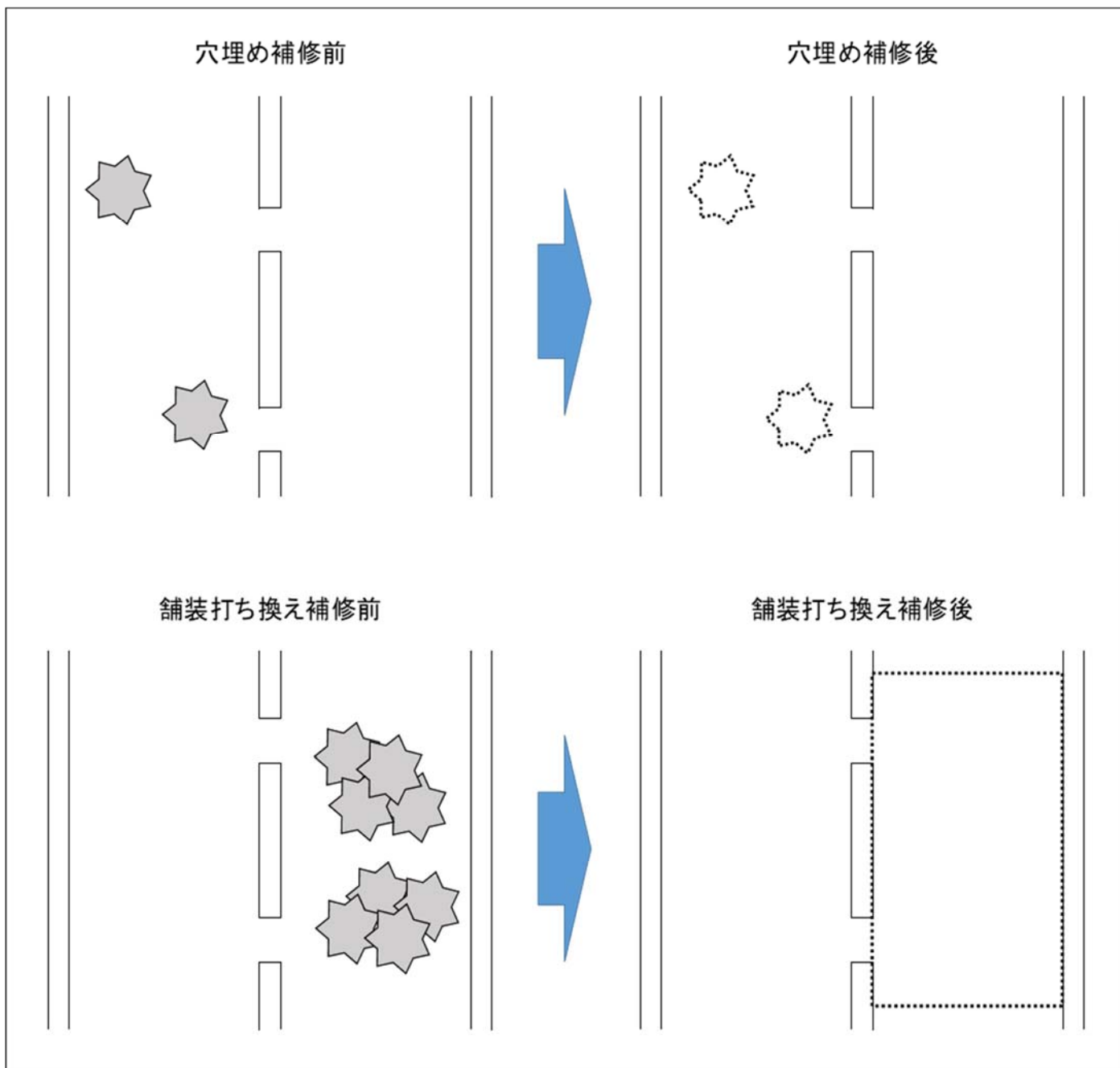
冬期の巡回においては、道路付属施設等への着雪による雪庇などによる張り出しや氷塊を発見した場合は、速やかに連絡する。

緊急巡回においては、倒木や飛来物、災害等で道路利用に支障がないことを確認すること。

(3) 舗装維持工における要求水準

道路利用に支障がないよう舗装損傷に対して補修を行い、車両や歩行者の安全性を妨げないよう保持する。

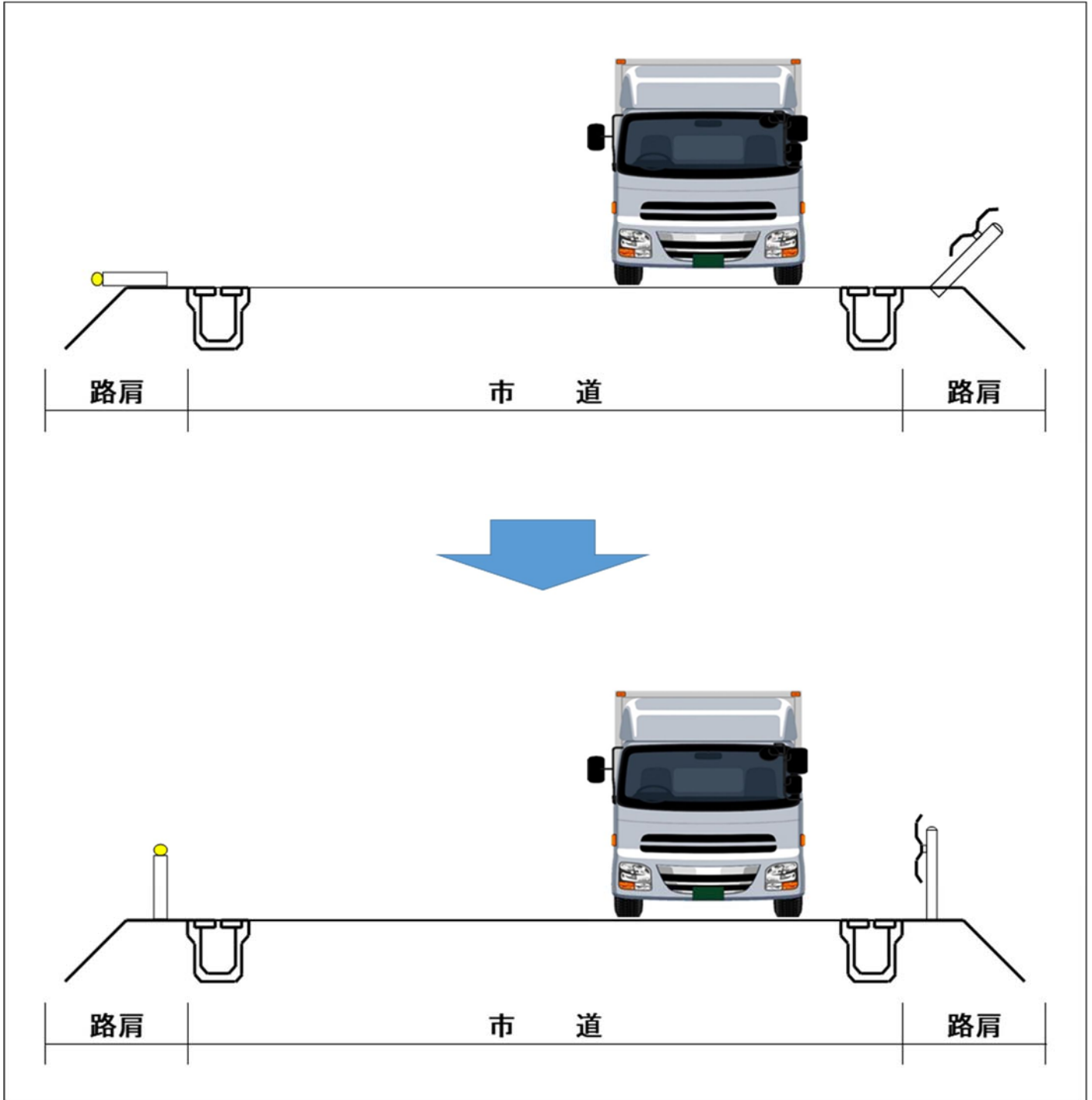
参考に想定される判断基準の図（舗装維持工の参考図）



(4) 道路附属物修繕工における要求水準

道路利用に支障がないよう道路附属物（視線誘導標、ガードレール等）の機能を保持すること。

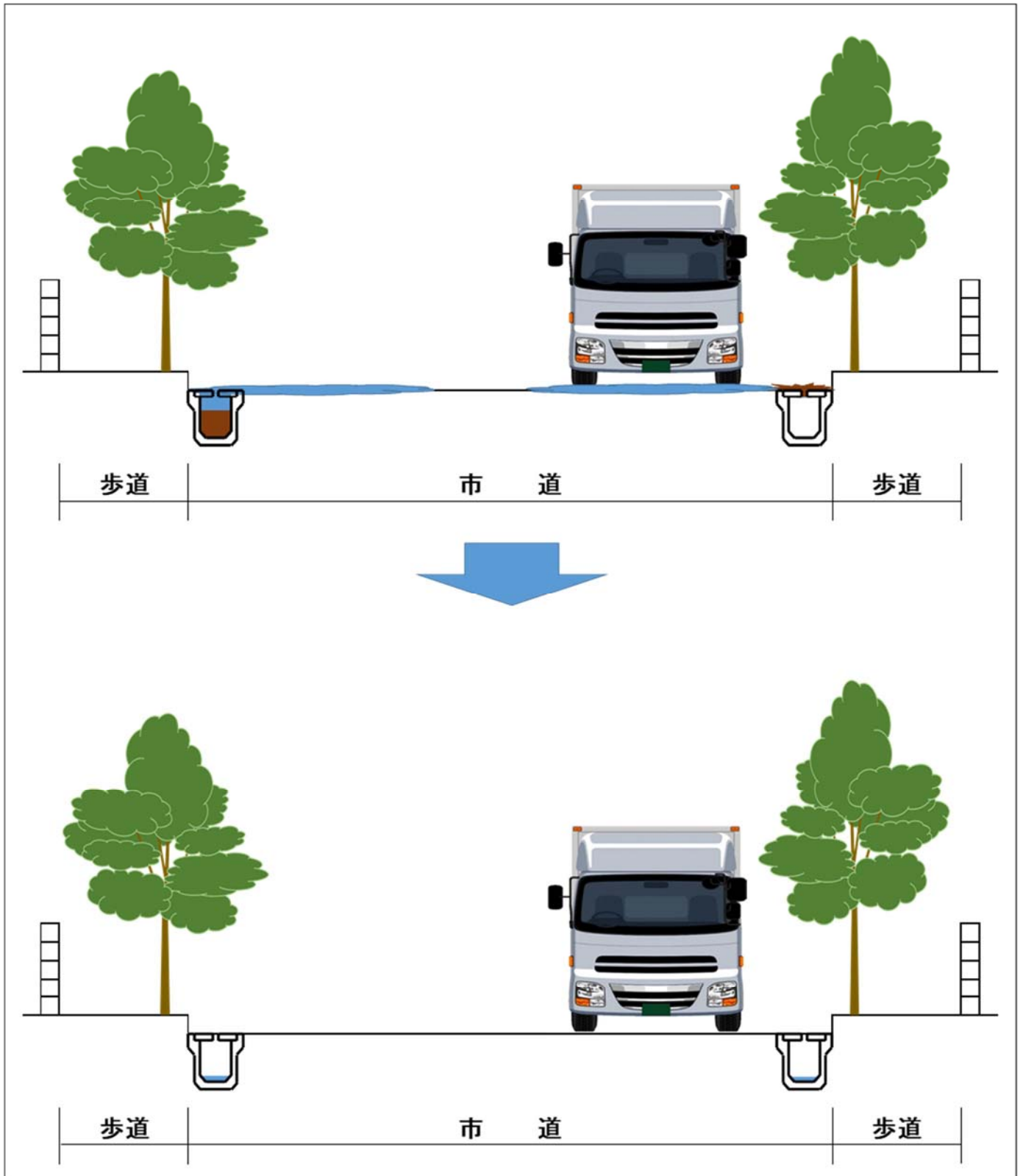
参考に想定される判断基準の図（道路附属物修繕工の参考図）



(5) 道路清掃掃工における要求水準

路面排水施設が土砂及び枯れ草等により排水機能が阻害されず、車両の円滑な走行と歩行者の安全性を妨げないよう保持する。

参考に想定される判断基準の図（道路清掃掃工の参考図）

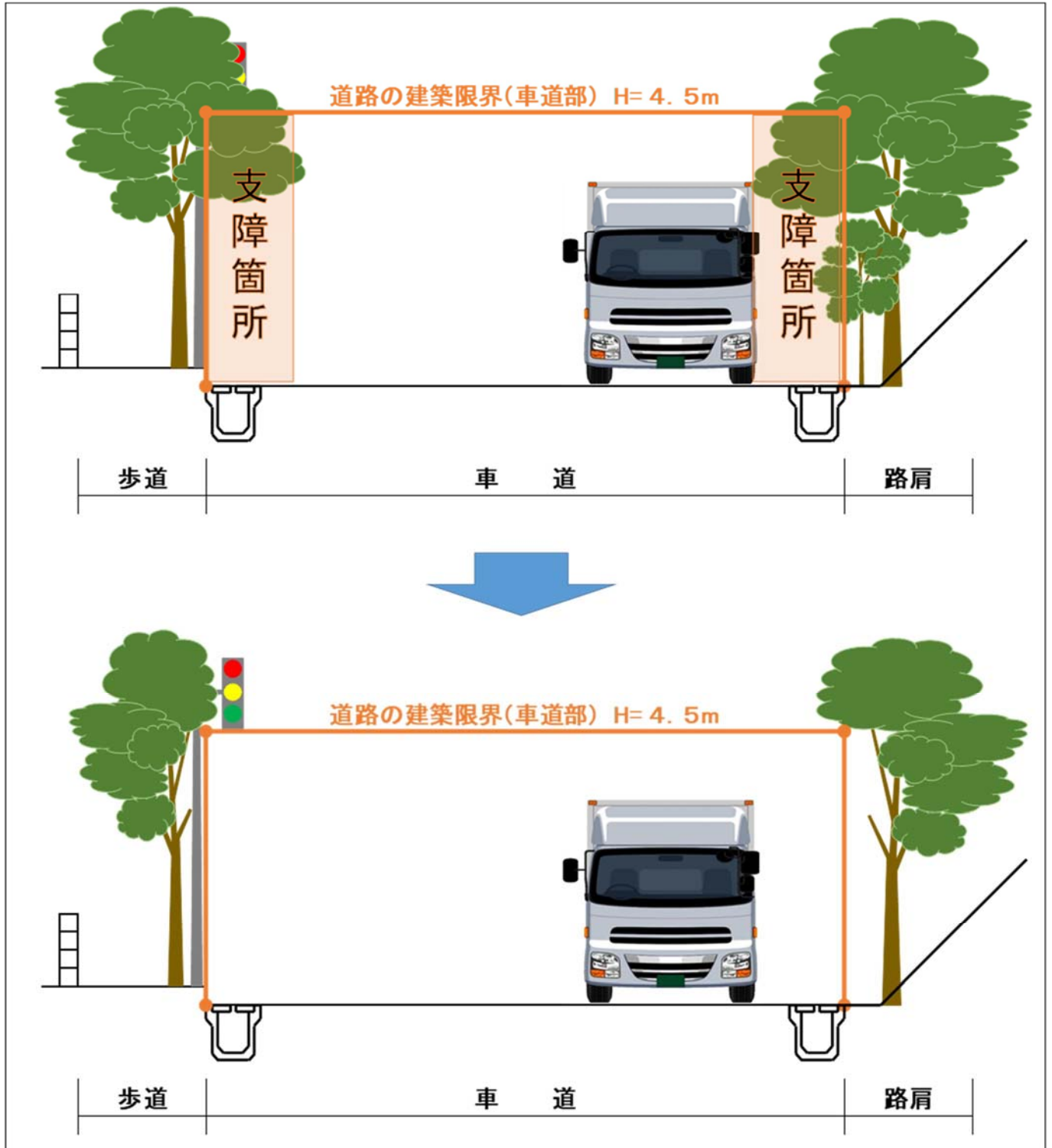


(6) 雑木枝打ち・伐採工における要求水準

車道及び歩道内、道路の建築限界内における、車両の円滑な走行と歩行者の安全性を妨げないよう保持し、道路標識、信号機等が目視確認できるようにする。

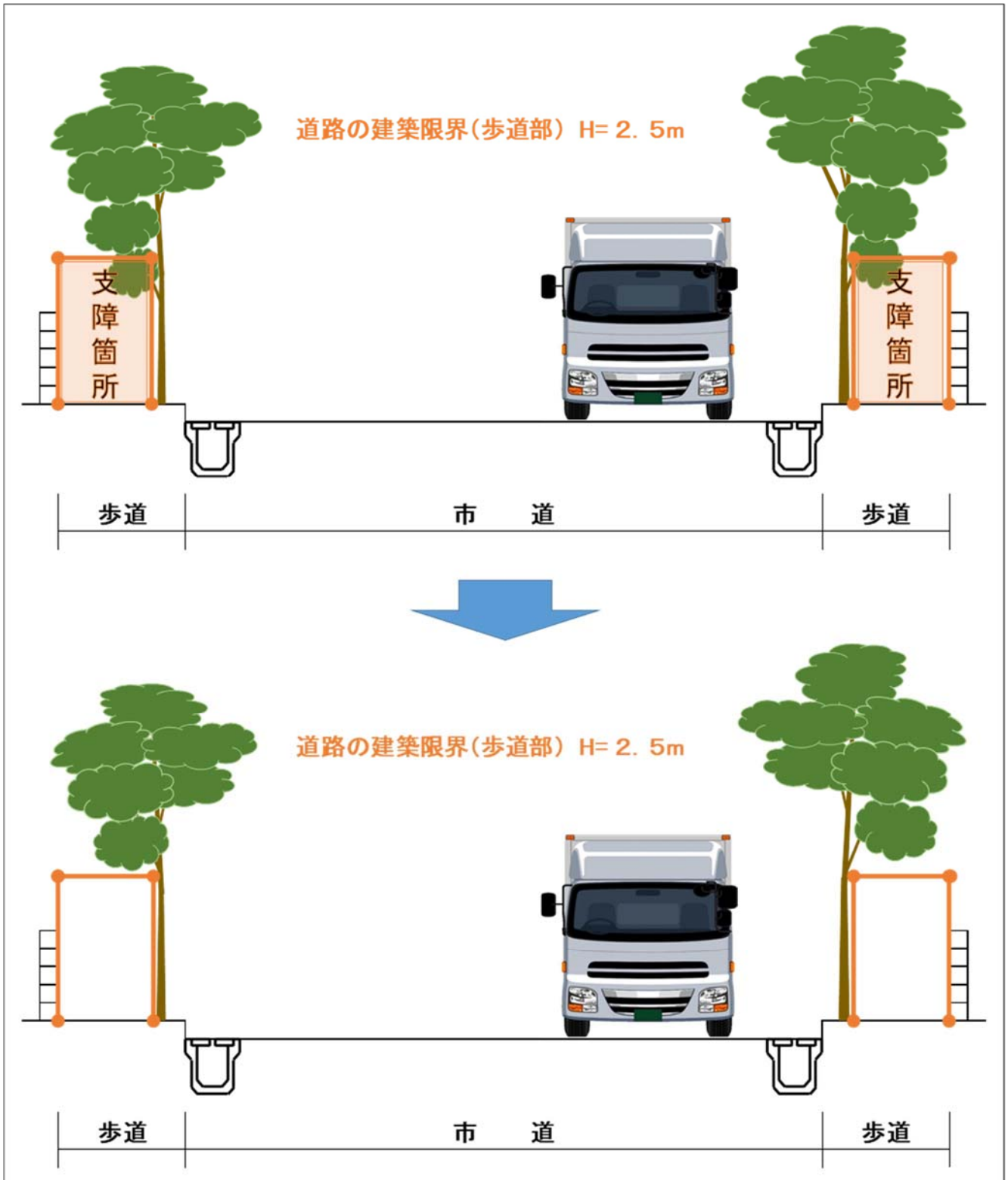
参考に想定される判断基準の図（雑木枝打ち・伐採工の参考図1）

(車 道 部)



参考に想定される判断基準の図（雑木枝打ち・伐採工の参考図2）

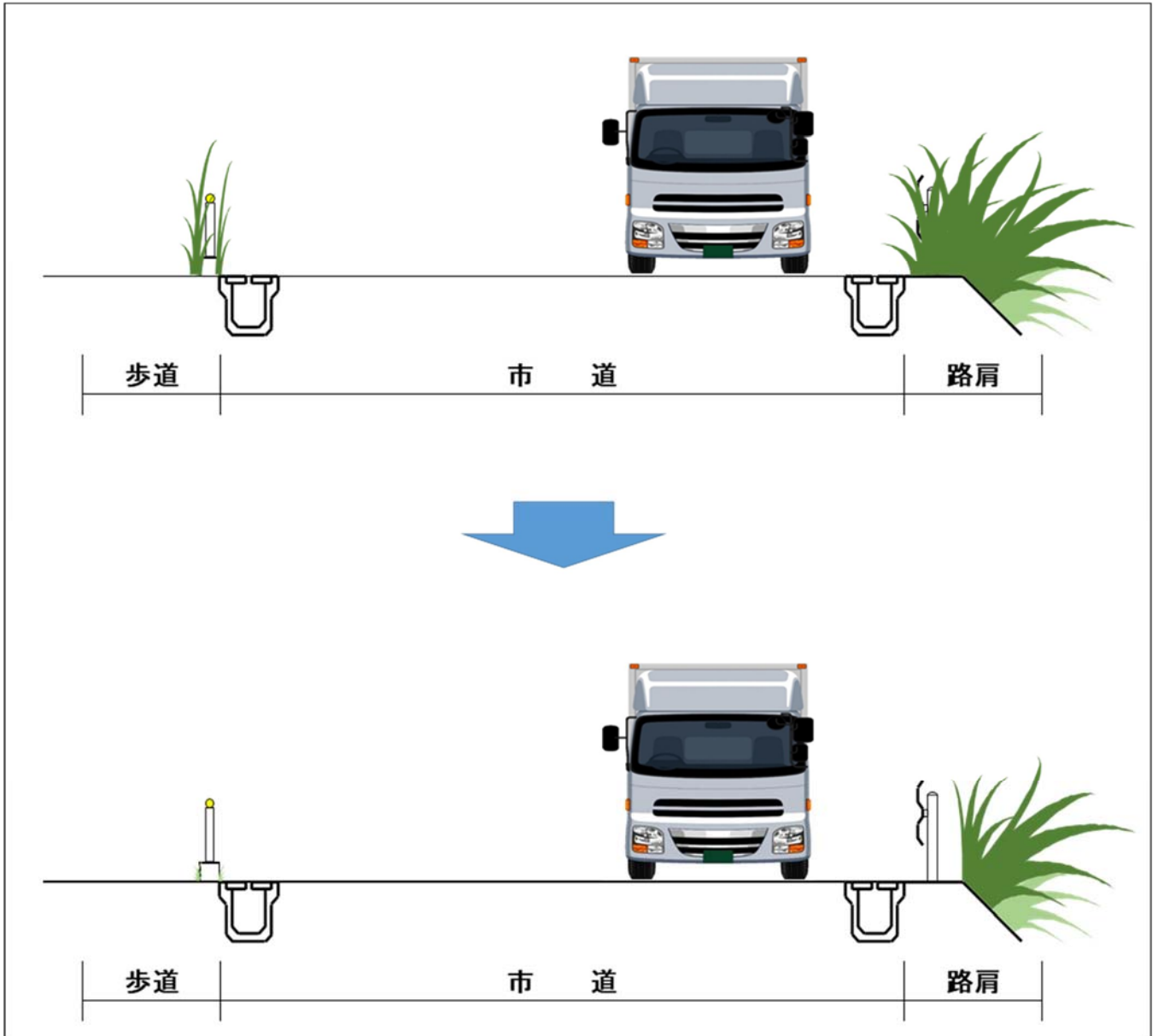
（ 歩 道 部 ）



(7) 道路除草工における要求水準

路肩及び歩道内、道路の建築限界内における、車両や歩行者の視認性の向上と安全性を妨げないよう保持し、道路附属物（視線誘導標、ガードレール等）が目視確認できるようにする。

参考に想定される判断基準の図（道路除草工の参考図）



(8) 道路植栽工における要求水準

車道及び歩道内（街路樹等の区間及び範囲）の建築限界内における、車両の円滑な走行と歩行者の安全性を妨げないよう保持し、道路標識、信号機等が目視確認できるようにする。

街路樹等の枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に侵入しないようにする。

道路巡回等で街路樹等に病虫害の発生が確認されその病虫害により植栽への影響や被害箇所の剪定など物理的に防除できない場合などに実施する、防除（薬剤散布）が的確に行われ、人や周辺樹木への危害等の影響を受けないようにする。

(9) 河川巡回工における要求水準

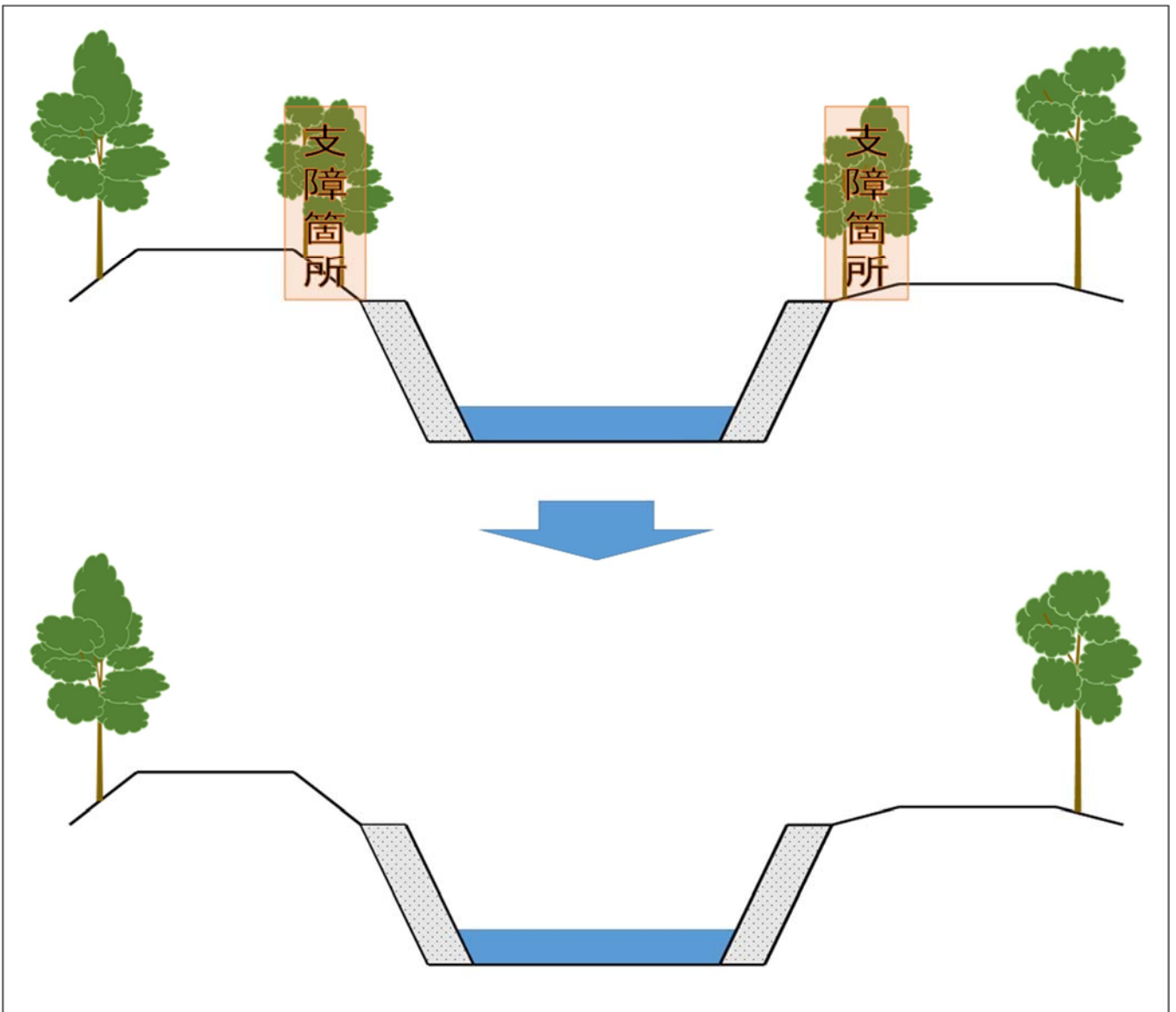
平常時における河川の状況を把握し、流下能力に支障を与えている不具合（倒木や流下物による障害）を発見した場合は、速やかに連絡する。

緊急巡回においては、倒木や流下物、災害等で河川に支障がないことを確認すること。

(10) 雑木枝打ち・伐採工における要求水準

堤防法面内の雑木により目視確認に支障を与えている場合は伐採を行い、河川の状況を目視確認できるようにすること。

参考に想定される判断基準の図（道路除草工の参考図）



(11) 応急処理工における要求水準

道路利用者に対する安全確保を行うこと。

河川施設の被害拡大を抑制するための対応を行うこと。

第7編 リスク分担編

第1章 本業務におけるリスク分担

1. 大館市道路等包括管理業務において、想定される受託者とのリスク分担を下表に示す。

リスク分担表

分類		リスクの内容	市	受託者
共通	募集要項等リスク	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
	応募費用リスク	応募費用に係る負担		○
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合	○	
		最優秀提案者又は、優先交渉権者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○
		最優秀提案者又は、優先交渉権者と契約が結べない又は、契約手続きに時間がかかる場合	○ ¹	○ ¹
	政治・行政リスク	市の政策の変更によるもの (本業務委託に直接影響を及ぼすもの)	○	
	法制度リスク (税制度は除く)	法制度の新設・変更に関するもの (本業務委託に典型的又は、特別に影響を及ぼすもの)	○	
		法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの(市が申請・取得するもの)	○	
		許認可の遅延に関するもの(受託者が申請・取得するもの)		○
	税制度リスク	一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
		一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
		消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
		業務委託に特定的な税制の新設・変更に関するもの	○	
	技術基準等変更リスク	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○ ²	○ ²
住民対応リスク	受注者が行う業務等に対する沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○ ²	○ ²	
	上記以外の沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○ ²	○ ²	

分類		リスクの内容	市	受託者
共通	環境問題リスク	用地から有害物質が発見された場合	○	
		受注者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		受注者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	受注者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備及び、安全対策の不備による事故		○
		上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故）	○	
		通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○	
	債務不履行リスク	受注者の業務委託放棄、破綻によるもの及び、無許可での受注者の構成員の変更		○
		市の債務不履行	○	
	不可抗力リスク	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変又は、暴動など	○	
		風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は、人為的な現象のうち、保険等又は、同等の措置を超えるもの	○	
		風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は、人為的な現象のうち、保険等又は、同等の措置を超えないもの		○
	物価変動リスク	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う資機材や業務委託費等の大幅な増減によるもの	○ ³	○ ³
	要求水準未達リスク	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○
	計画変更リスク	受注者に起因する各種計画、要求水準の変更		○
市に起因する各種計画、要求水準の変更		○		
第三者に起因する各種計画、要求水準の変更		○ ⁴	○ ⁴	
維持管理	施設損傷リスク	通常利用での劣化によるもの		○
		施設設置の隠れた瑕疵等、市の責によるもの	○	
		施設維持管理の瑕疵等、受注者の責によるもの		○
		第三者の責によるもの	○ ⁴	○ ⁴

分 類		リスクの内容	市	受託者
維持管理	施設維持管理コストリスク	受注者の責による業務委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大、減少		○
		市の責による業務委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		市が示した対象施設の数量と現状の大幅な乖離による維持管理費の増大	○ ²	○ ²
		第三者の責による、維持管理費の増大	○ ⁴	○ ⁴
		上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	緑化施設損傷リスク	老化による枯れ死	○	
		緑化施設の隠れた瑕疵等、市の責によるもの	○	
		緑化施設の瑕疵等、受注者の責によるもの		○
		第三者の責によるもの	○ ⁴	○ ⁴
	緑化施設維持管理コストリスク	受注者の責による業務委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大、減少		○
		市の責による業務委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		市が示した対象施設の数量と現状の大幅な乖離による維持管理費の増大	○ ²	○ ²
		第三者の責による、維持管理費の増大	○ ⁴	○ ⁴
	業務開始遅延リスク（許認可は除く）	要求水準の変更、その他市の指示、変更に伴う業務開始遅延による費用の増大	○	
		受注者の事由による、業務開始遅延に伴う費用の増大		○
	需要変動リスク	気象や災害等による維持管理費や業務量の変動	○ ²	○ ²
	維持管理コストリスク	受注者の事由による業務委託内容の変更等による維持管理費の増大		○
		市の指示による業務委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大	○	
	業務委託中断リスク	市の責による業務委託の中断	○	
		受注者の責による業務委託の中断		○
第三者の責による業務委託の中断		○ ⁴	○ ⁴	

分 類		リスクの内容	市	受託者
維持管理	維持管理に係る事故リスク	業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故	○	
		市が求める要求水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
		受注者の業務運営自体から生じる事故		○
	技術革新リスク	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○ ²	○ ²
	業務遅延リスク	市の指示による業務完了遅延	○	
		受注者の事由による業務完了遅延		○
	業務増大リスク	市の指示による業務費の増大・予算超過	○	
		受注者の事由による業務費の増大・予算超過		○
支払遅延・不能リスク		市の支払遅延・不能に関するもの	○	
業務完了	清算に伴うリスク	業務完了手続きに伴う諸費用発生、受注者の精算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	業務委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

(注 釈)

- 1 各々に係る費用は各々が負担する。
- 2 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。
- 3 市と受託者で協議を行い、物価変動への対応を決定する。
- 4 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求などの対応を決定する。

大館市街路樹等剪定作業マニュアル（令和5年度～）

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性・快適性の確保等を目的として道路空間に植栽されているが、植栽後の成長により、見通し障害や交通障害、照明や標識の機能障害を及ぼす場合があるため、街路樹の目的を踏まえつつ道路利用者が安全に通行できる環境整備を優先に適正な樹木等の管理を基本とする。また、街路樹の剪定は、歩道幅員や沿線状況など、植栽されている道路の空間制約と樹種の特性を踏まえつつ、路線・区間・樹種ごとに維持管理するため、本マニュアルに基づき剪定作業を行うこととする。

1．公害対策

公害防止に伴う対策するための施工方法については、主に住宅地域のため苦情の無いよう作業することとし、剪定した枝類を路面や道路法面に残さないこと。

2．道路上の安全対策

主に主要通学路のため、歩行者、自転車利用者の安全に努めるとともに車両通行に際しても同様に対応すること。

3．作業上の注意事項

- (1) 業務中、既設構造物に損害を与えた場合は請負者の責任において補償、復旧するものとする。
- (2) 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- (3) 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- (4) 同一路線は、同高、同形になるよう努めること。

4．剪定すべき枝

- (1) 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- (2) 架線に近接している枝や、信号機、道路標識、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、車両や歩行者の通行や視界を妨げる枝（支障枝）

- (3) 病害虫に侵され、治療や駆除が出来ない枝 (病害虫枝)
- (4) 樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝 (逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝)
- (5) 上記 (4) の不要枝のうち、胴吹き枝やふところ枝などにおいて、将来育成させて主枝や亜主枝 (副主枝) として交代させる予定の枝は切らずに残すこと。

5 . その他

- (1) 道路緑化技術基準を準拠すること。
- (2) 支給材料及び貸与品 無
- (3) 剪定後の枝木処分については自由処分とする。(減免処分可)
- (4) 現地及び設計数量等をチェックすると共に、業務内容等に相違がある場合は、早急に監督職員に報告し協議すること。

【参考図書- 2】

大館市樹木害虫防除の薬剤散布作業マニュアル（令和5年度～）

害虫防除作業においては、農薬の飛散によって周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことが無いよう、農薬取締法を遵守し、農薬取締法の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」及び農林水産省通知「住宅地等における農薬使用について」に則した農薬の使用を行うとともに、本マニュアルに基づき作業を行うこととする。

1．公害対策

(1) 公害防止に伴う施工方法については、主に住宅地域のため苦情の無いよう作業すること。

2．農薬の安全使用

(1) 市が指定する農薬を使用すること。

(2) 農薬の使用にあたっては、農薬の容器又は包装に記載されている表示事項に基づき、適用樹木、適用病虫害、希釈倍率等、定められた使用方法を必ず遵守すること。

(3) 害虫が発生している枝葉に集中させ、必要最小限の散布を行うこと。

(4) 雨天時や、まもなく降雨が予測される時は散布しないこと。

3．事前周知

(1) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民や町内会に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について十分な周知を行い、合意を得るよう努めること。

(2) 歩行者・通行車両が多い等、周辺への影響が大きいと認められる場合は、予告看板を設置し、事前周知の徹底を図ること。

4．周辺住民及び自然環境への配慮

(1) 農薬散布時は、作業看板を設置し作業中であることを明示すること。

また、必要に応じ交通誘導員を配置すること。

(2) 無風又は風が弱いとき等、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向きやノズルの向きに注意し、農薬が人、ペット、洗濯物、農作物等にかからないように配慮するとともに、用水や河川等を汚染することの無いよう最大限努めること。

(3) 次の場合は、作業により農薬がかかる危険性が特に高いため、散布車以外のものが散布区域内に入らないように措置を講ずること。

歩行者・通行車両が多い場合

幅員が狭い場合

見通しが悪い場合

その他、作業により農薬がかかる危険性が特に高いと認められる場合

5．第三者（子供）への配慮

農薬散布区域の近接に保育園や学校、通学路等がある場合は、周辺住民に加え当該保育園や学校への周知を行い、子供の通学時間帯は散布しないこと。

また、散布の際は、通行する車両への配慮も同様に配慮すること。

6．動力噴霧器の安全使用

(1) 動力噴霧器により防除を行うことができるのは、次の場合とする。

肩掛型噴霧器では届かない高所に害虫が発生している場合

複数の樹木に広範囲にわたり害虫が発生している場合

市民の生活や景観に支障をきたす等、緊急性が認められる場合

(2) 最低1日は、周知期間を置くこと。ただし、周辺住民や町内会の同意が得られた場合は、この限りではない。

(3) 適正な圧力により風向きやノズルの向きに注意しながら散布すること。

7. 健康被害者等への対応

万が一、作業により人、農作物等に農薬がかかってしまった場合や健康被害を訴える人が現れた場合は、担当職員へ連絡すること。

8. 散布作業員の健康配慮

- (1) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し変えないこと。
- (2) 作業前日及び当日は、飲酒を控え十分な睡眠をとること。
- (3) 体調が優れない、又は著しく疲労しているときは、作業に従事しないこと。
- (4) 農薬の調整又は散布を行うときは、ラベルに記載のある使用上の注意事項に従い、農薬用マスク、防護メガネなど適切な防護装備をし、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- (5) 風下からの散布等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
- (6) 農薬散布時に、頭痛やめまい、吐き気を生じるなど、気分が悪くなった場合には、直ちに散布をやめ、医師の診断を受けること。散布後に気分が悪くなった場合でも同様である。
- (7) 作業後は、手足はもちろんのこと、全身を石鹸でよく洗い、洗眼し、衣服を取り替えること。

9. その他

- (1) 作業開始前と作業終了後の報告を担当職員へ行うこと。
- (2) 事前に使用器具類の点検整備を十分に行うこと。
- (3) 残液がでないように必要量を調合すること。
- (4) 使用した器具類は、きれいに洗うこと。この際、残液や洗浄液が用水や河川等に流れ込むことが無いよう、注意すること。
- (5) 残液及び空袋、空容器は産業廃棄物として適正に処理すること。
- (6) 農薬使用日、使用場所、対象樹木及び使用量等を記録し、担当職員へ報告すること。

大館市道路等包括管理業務現場説明書

1. 業務内容

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 1) マネジメント業務 | 業務打合せ
定例打合せ
業務計画
業務管理
成果品作成費 |
| 2) 道路維持管理業務 | 道路巡回工
舗装維持工
付属物復旧工
道路清掃工
雑木枝打ち・伐採工
道路除草工
応急処理工 |
| 3) 河川維持管理業務 | 河川巡視工
雑木枝打ち・伐採工
応急処理工 |

2. 業務期間

本業務の履行期間は、令和9年3月31日までとする。

3. 仕様書

本業務契約における仕様書

- 1) 大館市道路等包括管理業務仕様書
- 2) 大館市道路等包括管理業務特記仕様書
- 3) 秋田県土木工事共通仕様書（令和5年10月以降適用）
- 4) 国土交通省道路緑化技術基準

4. 現場説明事項（条件明示）

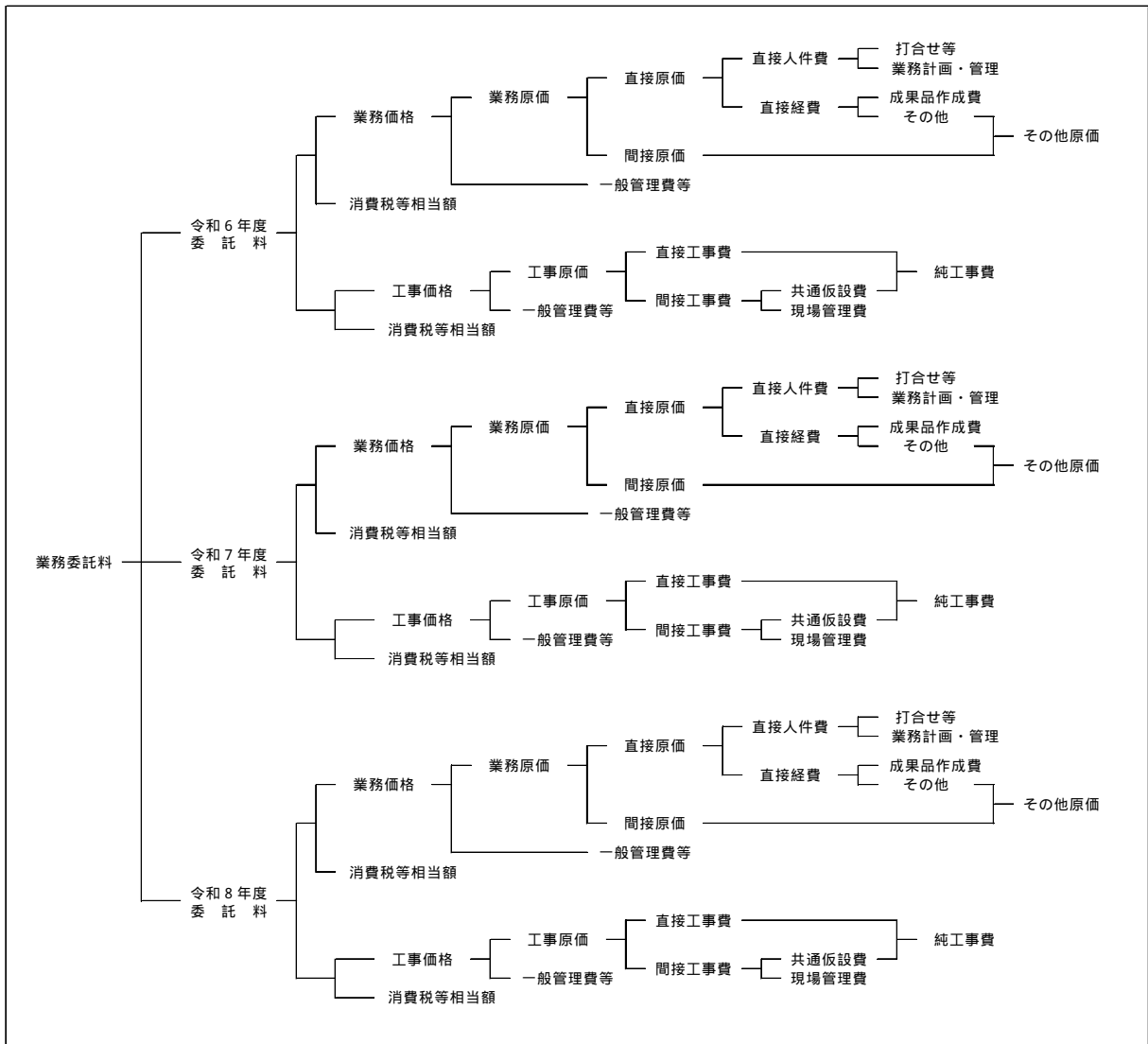
（1）業務全般

設計図書に示す各工種の数量は、本業務の履行期間中に想定される数量を計上しているものであり、業務の実施状況により設計変更が必要な場合や作業条件に明示されなかった新たな事項が発生した場合は、担当職員と協議し決定する。

（2）業務委託料の積算方法

本業務契約における業務委託料は、マネジメント業務及び道路維持管理業務並びに、河川維持管理業務を1ヵ年度分ずつ積算し、各々の年度設計書の積算額を足し合わせて算定している。

また、間接費についても1ヵ年度分ずつ積算している。



(3) 諸経費

本業務における諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）は、次に示す率で算定している。

1) マネジメント業務

その他原価費率 25%以内
 一般管理費率 35%以内

2) 道路維持管理業務、河川維持管理業務

共通仮設費率 5.52%以内
 現場管理費率 20.89%以内
 一般管理費率 17.72%以内

1) 共通仮設費率に含まれる項目

質量 20 t 未満の機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）

準備及び後片付けの費用

業務区域内における安全管理に必要な連絡等に要する費用

表示板、保安灯、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び履行期間中の損料等

安全用品等の費用

安全委員会等に要する費用

出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用

工程管理のための資料作成等に要する費用

施工管理で使用する事務機器類の費用

2) 現場管理費率に含まれる項目

労務管理費

安全訓練等に要する費用

租税公課

保険料

(自動車保険、工事保険、法定外の労災保険、その他の損害保険の保険料)

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

事務用品費

通信交通費

補償費

3) 一般管理費率に含まれる項目

役員報酬

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

修繕維持費

事務用品費

通信交通費

動力、用水光熱費

調査研究費

公告宣伝費

地代家賃

減価償却費

租税公課

保険料

契約保証費

雑費

(4) 業務打合せ

業務打合せには、1業務当り総括責任者(一般土木世話役)を1.4人計上している。(「注」中間打ち合わせ1回を含んでいる。)

(5) 定例打合せ

定例打合せには、総括責任者(一般土木世話役)を0.8人計上している。
また、打ち合わせ回数を1回/月として計上している。

(6) 業務計画

- 業務計画には、総括責任者（一般土木世話役）を 1.6 人計上している。
- (7) 業務管理
業務管理には、総括責任者（一般土木世話役）を 1.2 人計上している。
- (8) 成果品作成費
成果品作成費には、総括責任者（一般土木世話役）を 1.5 人計上している。
- (9) その他
電子成果品作成費等、直接経費で特に必要がある場合に計上する。
- (10) 道路巡回工
業務対象路線の巡回 1 回当りの平均走行時速 20km/h とし、主任パトロール員（普通作業員）1 人とパトロール員（軽作業員）1 人、ライトバン及び燃料費を計上している。
- (11) 舗装維持工
業務対象路線におけるパッチングのほか小規模補修として、舗装補修及び砂利道補修を一式計上している。
なお、パッチングでは誘導員を含んだ計上とし、舗装打ち換えにおいては、舗装版切断から殻運搬処分までを計上している。
- (12) 付属物復旧工
業務対象路線における小規模修繕として、道路付属物修繕を一式計上している。
- (13) 道路清掃工
業務対象路線における路肩部及び側溝清掃は、人力清掃で計上している。
- (14) 雑木枝打ち・伐採工
業務対象路線における雑木枝打ち（道路建築限界内に限る）のほかに、雑木伐採 50 m²を一式計上している。
なお、雑木伐採では、下草刈り、集積、積込み、運搬、処分まで計上している。
- (15) 道路除草工
業務対象路線における除草は、片側を幅 1.0m で計上している。
- (16) 植栽維持工
業務対象路線における樹木剪定は、集積、積込、運搬までの計上とし、高木は冬期剪定、中・低木は夏期剪定の費用で計上している。
また、防除においては、薬剤としてスミチオン乳剤（1 本 500ml）を含んだ費用で計上している。
- (17) 応急処理事業工
業務対象路線における倒木処理等として、1 回当り特殊作業員 0.5 人、普通作業員 0.5 人とし、諸雑費はチェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の機械器具に要する費用を計上している。
- (18) 交通管理工
業務履行期間中における交通管理として、交通誘導員（B）を 250 人（昼間勤務、交代要員無し）計上している。
- (19) 河川巡視工
業務対象河川の巡視 1 回当りの平均走行時速 15km/h とし、主任パトロール員（普通作業員）1 人とパトロール員（軽作業員）1 人、ライトバン及び燃料費を計上している。

(20) 雑木枝打ち・伐採工

業務対象河川における雑木伐採 50 m²を一式計上している。

(21) 応急処理事業工

業務対象河川における倒木処理等として、1 回当たり特殊作業員 0.5 人、普通作業員 0.5 人とし、諸雑費にはチェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の機械器具に要する費用を計上している。

(22) 建設副産物処理関係

本業務において建設副産物が発生した場合は、大館市内の処分場に搬入し、適正に処理すること。

なお、雑木枝打ち・伐採工で計上している木くず処分の処分場は、大館マテリアル株式会社で計上している。

5. 参考図書

- 1) 参考図書は、「真摯で機動性のある見積り」を目的に提示するものである。
- 2) 参考図書は、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、契約上拘束するものではない。
- 3) 参考図書の内容は、設計図書の変更あるいは誤びゅうによるもの以外、設計変更の対象としない。

6. 積算基準

業務委託料の積算は、下記の積算基準に基づき実施しています。

(1) 大館市道路等包括管理業務におけるマネジメント業務積算基準

【令和 5 年 10 月以降適用】秋田県大館市

(2) 土木工事標準積算基準書（共通編）【令和 5 年 10 月以降適用】秋田県建設部

(3) 土木工事標準積算基準書（道路編）【令和 5 年 10 月以降適用】秋田県建設部

(4) 土木工事標準積算基準書（河川編）【令和 5 年 10 月以降適用】秋田県建設部

(5) 土木工事標準積算基準書（参考資料）【令和 5 年 10 月以降適用】秋田県建設部

(6) 建設機械等損料算定表【令和 5 年 10 月以降適用】秋田県建設部